

週休2日工事試行要領

1 目的

昨今、建設業においては担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

建設現場における「長時間労働の抑制」に当たって現場における現状の課題や問題点を把握するため、試行的に4週8休以上の現場閉所に向けて取り組む工事を選定し、その施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

2 週休2日工事

週休2日工事とは、対象期間（※1）において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上（※4）の現場閉所（※5）を行う工事をいう。また、現場に従事する技術者及び技能労働者（施工体制台帳上の元請負人及び下請負人が対象）についても他現場等での労働も含め、4週8休相当以上の休日を確保した工事をいう。

※1 工事着手日（※2）から工事完成日（※3）又は市が設定した日までの期間のこと。

なお、年末年始6日間（12/30, 31, 1/1, 2, 3, 4）及び夏期休暇3日間（8/13, 14, 15）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる場合は代休を設定する。

※2 実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手する日のこと。

※3 後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）が全て終了した日のこと。

※4 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）に達している状態のこと。

※5 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場作業を行っていない日のこと。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含める。

3 対象工事

令和5年度に建築部が発注する工事の中から週休2日工事として選定し、特記仕様書及び入札公告文に示した工事を対象とする。

4 現場閉所率の算定方法

○現場閉所率の算出は、以下の式とする。

$$K (\%) = A / (B - C)$$

※ K：現場閉所率（％）

A：現場閉所日数（ただし、対象外としている期間分を除く）

B：週休2日確認対象期間日数（工事着手日から工事完成日または市が設定した日までの期間）

C：Bのうち、夏季休暇3日間及び年末年始6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間と重複する日数

5 発注方法

次の方法とする。

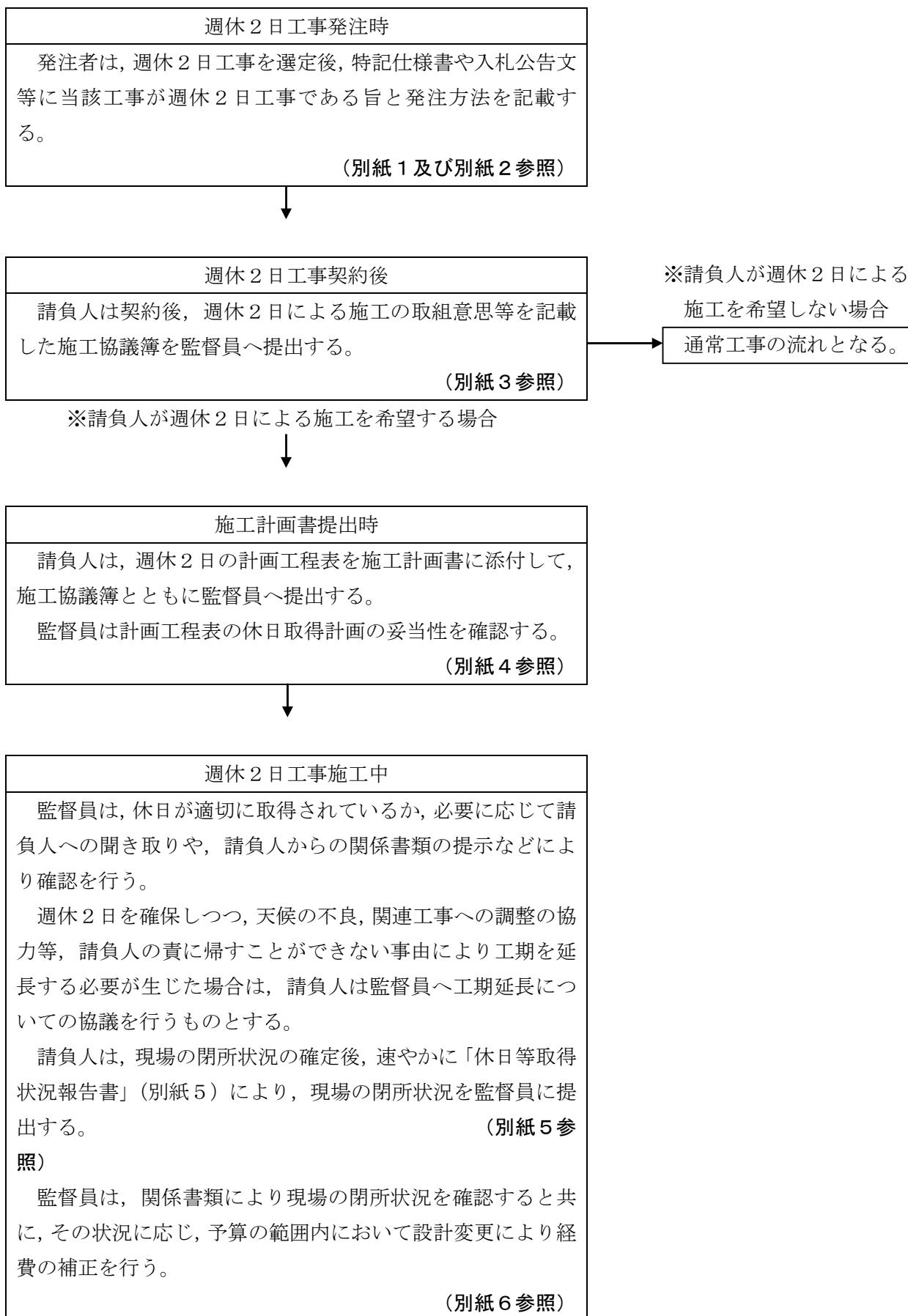
施工者希望型

請負人が、契約後に週休2日工事による施工を選択する方法。

6 週休2日工事の実施における留意事項

- 1) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。
- 2) 請負人は、地元対応や緊急対応などやむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。
なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- 3) 監督員は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて請負人への聞き取りや、請負人からの関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）の提示により確認を行うものとする。
- 4) 監督員は、現場閉所状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- 5) 監督員は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。
- 6) 分割・分離発注した工事における現場閉所日は、全工事で合わせることを望ましいが、工程上必要な場合は工事毎に現場閉所日を設定することを妨げない。

7 週休2日工事実施フロー



8 その他

- 1) 請負人は、週休2日工事の検証を行うため、請負人や下請業者を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は、これに協力するものとする。(※アンケート調査の依頼については、別途通知する。)
- 2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負人の協議により定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日から起算して1年を経過した日に効力を失う。

週休2日工事の実施について

- (1) 本工事は「週休2日工事」の対象工事である。
- (2) 「週休2日工事」とは、対象期間において土日・祝日に関わらず、4週8休以上(※1)の現場閉所(※2)を行うことをいう。また、現場に従事する技術者及び技能労働者(施工体制台帳上の元請負人及び下請負人が対象)についても他現場等での労働を含め、4週8休相当以上の休日を確保した工事をいう。
- (3) 請負人は「週休2日工事」による施工を希望する場合、契約締結後に発注者と協議を行い、協議が整った場合は「週休2日工事」による施工を行うことができる。
- (4) 対象期間は、工事着手日(※3)から工事完成日(※4)までの期間とする。
 なお、年末年始6日間(12/30,31, 1/1,2,3,4)及び夏期休暇3日間(8/13,14,15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる場合は代休を設定する。
- (5) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の確保に努めるものとする。
- (6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 ア 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し監督員に提出する。
 イ 請負人は、実施結果を監督員に提出する。
- (7) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。
- (8) 週休2日による施工を希望した工事は、次のアからウまでの現場閉所の達成状況に応じた補正係数により労務費(予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を変更する。
 なお、4週6休に満たないもの、また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(請負人が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。
 ア 4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)の場合 補正係数1.05
 イ 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%以上28.5%未満)の場合 補正係数1.03
 ウ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25.0%未満)の場合 補正係数1.01
- (9) 請負人は「週休2日工事」について、請負人や下請業者を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。
- (10) 上記に記載のない事項は「週休2日工事試行要領(令和5年4月1日)」による。

注記

- ※1 対象期間内の現場閉所日数の割合(現場閉所率)が28.5%(8日/28日)に達している状態のこと。
- ※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場作業を行っていない日のこと。
 なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含める。
- ※3 実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所や仮設資材の搬入・設置等)に着手する日のこと。
- ※4 後片付け作業(現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等)が全て終了した日のこと。

旭川市建築部公共建築課	発注年度	令和5年度	工事名称		図面名称	特記仕様書 週休2日工事	図面番号	T-01
-------------	------	-------	------	--	------	--------------	------	------

入札公告等の記載について

週休 2 日工事の入札の公告等には、以下の事項を記載すること。

○入札の公告

「1 入札に付する工事の内容」に以下を記載する。
(7) 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。(21(11)を参照)
「21 その他」に以下を記載する。
(11) 1 (7)でいう週休 2 日工事にあつて、請負人は週休 2 日による施工を希望する場合、契約締結後に発注者と協議を行い、協議が整った場合は週休 2 日による施工を行うことができる。 なお、詳細については、下記アドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/536/538/p004945.html

工 事 施 工 協 議 簿

記載例
(契約後打合せ時)

[指示・承諾・協議・確認]

工 事 名	〇〇〇〇改築工事		工事監督員	総括監督員	主任監督員	監督員
			署 名			
			業 者 名	(株)〇〇〇〇建設		役 職 名
協 議 年 月 日	令和 〇〇年 〇月 〇日	署 名				
協 議 事 項	記載者	内 容				
	現場 代理人 〇〇〇	週休2日工事について協議します。				
		例1) 当工事において、週休2日による施工は実施しません。				
		例2) 当工事において、週休2日による施工を希望します。				
合 意 事 項	監督員 〇〇〇	例1) 了解しました。 労働基準法第32条(労働時間の原則)及び第35条(休日)を遵守の上、工事を進めてください。				
		例2) 了解しました。 週休2日による施工を実施してください。 また、週休2日の計画工程表を提出願います。				
協議簿最終取交し日		令和 〇〇年 〇月 〇日	協議簿通し番号		NO. 〇〇	

休日取得計画の妥当性の確認の施工協議簿について

工 事 施 工 協 議 簿

記載例
(計画工程表受理時)

[指示・承諾・協議・確認]

工 事 名	〇〇〇〇改築工事			工事監督員	総括監督員	主任監督員	監督員
				署 名			
	業 者 名	(株)〇〇〇〇建設			役 職 名		現場代理人
署 名							
協 議 年 月 日	令和	〇〇年	〇月	〇日			
協 議 事	記載者	内 容					
	現場代理人 〇〇〇	前回打合せ時に協議した、週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。					
合 意 事 項	監督員 〇〇〇	例1) 提出資料により、週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。					
		例2) 提出資料により、週休2日が確保されていることを確認しました。 計画工程表の内容を確認しましたが、極端に偏った現場閉所日となっているため、均衡の取れた閉所日になるよう調整が可能ですか。 ・可能であれば、計画工程表の再検討をお願いします。 ・調整が困難であれば、この工程に沿って工事を進めてください。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。					
	協議簿最終取交し日		令和	〇〇年	〇月	〇日	協議簿通し番号

課長・主幹	課長補佐	係長・主査	工事監督員

休日等取得状況報告書

令和 年 月 日

(あて先) 旭川市長

請負人 住所

氏名

工事名

※□のいずれか1
つにレ印を記入
する。

上記工事について、別紙「休日等取得実績調書」のとおり

- 4週6休未満
- 4週6休以上 の現場閉所
- 4週7休以上
- 4週8休以上

であったことを報告します。なお、現場に従事する技術者及び技能労働者（施工体制台帳上の元請負人及び下請負人）が、他現場等での労働も含め、上記の相当以上の休日を取得していることを

- 確認しています。
- 確認していません。

※□のいずれ
かにレ印を
記入する。

※会計検査等の対象となる場合があるため、現場に従事した技術者及び技能労働者（施工体制台帳上の元請負人及び下請負人）の休日取得を確認した書類を必要に応じて提出を求めますので、工事完了年度から10年間保存してください。

週休2日工事の経費の補正について

週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。

対象工事は、建築部発注の週休2日工事として選定した工事とする。

計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休2日を実施する工事については、週休2日工事試行要領に示す「現場閉所率の算定方法」により、現場閉所率を算出し、対象期間における現場閉所の達成状況に応じた補正係数を、労務費に乘じるものとする。

現場閉所の達成状況と、閉所状況ごとの補正は以下のとおり。

1) 現場閉所の達成状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%以上(8日/28日)の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合

2) 補正係数

	現場閉所の達成状況		
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

2 補正方法

- 1) 工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整った工事は、現場閉所の達成状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。
- 2) ただし、4週6休に満たなかった工事、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかった工事は、上記補正を行わない。